

平成29年度 第1回 長野県青少年問題協議会

日 時：平成29年6月5日（月）
午後1時から3時まで
場 所：本館棟 特別会議室

1 開 会

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから、長野県青少年問題協議会を開会します。進行は、長野県青少年問題協議会事務局、次世代サポート課の高野が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、県民文化部こども・若者担当部長の轟寛逸よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○轟こども・若者担当部長

こども・若者担当部長の轟寛逸でございます。本年度、第1回目の長野県青少年問題協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

前回は3月に開催をさせていただきましたけれども、3月の協議会では、平成29年度におきます結婚・子育て・子ども支援に関する事業ですとか、新たな子ども・若者の支援に関する総合的な計画についてのご説明をさせていただきました。

子ども・若者の支援に関する総合的な計画につきましては、具体的な施策の検討の段階に入ってきております。来年3月の策定に向けまして準備を進めさせていただいているところでございますが、この子ども・子育ての支援施策には市町村が実施主体となるものも多くございます。本日は、市町村と合同で検討を進めている事項などにつきまして、ご説明申し上げて、ご意見をいただいてまいりたいと考えております。

また、子どもの性被害につきましては、昨年7月に「長野県子どもを性被害から守るための条例」を制定いたしましたところですが、前回の協議会においてご説明申し上げましたように、今回から子どもの性被害の状況ですとか、条例の運用状況等をご報告申し上げます。ご意見をいただいてまいりたいと考えております。

皆様には、日ごろから子ども・若者にかかわるお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いをいたしまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは会議事項に入ります前に、本年4月1日から県議会議員の丸山大輔様にかわり

まして、県議会議員の和田明子様へ委員を委嘱させていただきました。

和田委員におかれましては、恐れ入りますが、一言ごあいさつをいただければと思います。

○和田委員

初めまして。本年度、県議会から担当させていただくことになりました和田明子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。それではもう1点、連絡事項ですが、本日、池田町子ども支援センター長の神谷様につきましては、10分から15分ほど遅れるとのご連絡をいただいております。

また、塩尻市子ども教育部長の岩垂様と長野吉田高等学校長の藤田様におかれましては、3月31日付で委員の辞任届をいただいております。現在、後任の方の委嘱の手続を進めているところでございますので、ご紹介いたします。

次に本日の配付資料についてですが、お手元にお配りしております「資料一覧」のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

それから、本日のご発言の際ですが、恐れ入りますが、机の前のマイクを近づけていただいておりますようにお願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、西山会長にお願いしたいと思います。

3 会議事項

(1) 次世代サポートプランの重点的に展開する施策の進捗状況について

○西山会長

それではお願いいたします。議事進行を務めます西山と申します。おおむね3時までということになっておりますので、活発なご議論をいただきながら進行にご協力をいただきたいと思います。

次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず最初に1番目でありまして、次世代サポートプランの重点的に展開する施策の進捗状況についてであります。では事務局から説明をお願いいたします。

○次世代サポート課 原課長補佐

長野県次世代サポート課、次世代育成係長の原昌英と申します。よろしくお願いいたします。それでは私のほうから、長野県次世代サポートプランの重点的に展開する施策の進捗状況についてご説明申し上げます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の1-1をお開きください。まず次世代サポートプランの概要について、簡単にご説明させていただきます。本プランは、長野県の全ての子ども・若者が健やかに育ち、支援を必要とする子ども・若者を支えるための指針であり、平成22年4月に施行さ

れた子ども・若者育成支援推進法の都道府県子ども・若者計画として位置づけられているものでございます。プランの期間は平成25年度から29年度までの5カ年であり、今年度が最終年度となっております。

この後の議題でご説明いたしますが、本プランは本年度で終了となることから、本年度内に新たな子ども・若者支援に関する総合的な計画を定め、来年度から実施してまいりたいと考えております。本プランでは、重点的に展開する施策として、自己肯定感・自己効力感を育むための支援以下、9つの項目を設定し、項目ごとに関連の事業を整理しております。

資料、2ページをお願いいたします。左側に重点的に展開する9つの項目、4列目に係る事業名、中ほどにプラン最終年度となる平成29年度の目標、つまり平成30年3月末の目標が書かれております。右側、網かけの部分になりますが、目標に対する平成29年3月末の状況を記入しております。

委員の皆様へは資料を事前配付させていただいておりますので、ここでは特徴的なものを3つご紹介いたします。資料、4ページをお開きください。下から3段目、事業番号24番の非行少年を生まない社会づくりの推進でございます。

平成29年度の目標値として、非行少年の減少と再非行者率の低下の2つを目標値としております。まず非行少年の総数ですが、本プランを制定した平成25年、暦年では1,215人であり、直近であります平成28年では、536人となっております。ちなみに非行少年の総数は、平成22年から7年連続して減少しております。これは統計をとり始めた昭和24年以降、最低となっております。また再非行者率ですが、これは成年でいうところの再犯率に相当するものでございます。こちらは平成25年は26.6%、平成28年は28.1%と若干上昇しております。

なお、今、申し上げた数字は、本日、資料としてお配りしております、平成28年少年補導の状況に詳細が記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に5ページをお願いいたします。上から2段目、事業番号28番の子ども・若者支援地域協議会事業でございます。本事業は、ニート・ひきこもり・不登校・発達障がい等の、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を、地域において支援するためのネットワークづくりを目的とするものでございます。

具体的には、困難を有する子ども・若者を支援している関係機関が地域協議会の構成団体となり、各構成団体が行っている個別の子ども・若者への支援方法等について、他の機関の助言を求めたりしたい場合、協議会の事務局が構成機関同士の連絡・調整の中心的な役割を果たし、個別ケース検討会を開催いたしまして、具体的な支援方法や役割分担を決定するものでございます。本事業は、先ほどご説明いたしました子ども・若者育成支援推進法において、中核をなす施策の一つとして位置づけられております。

平成28年度は、東信・中信・北信の3つの地域協議会が設置され、個別検討が行われた子ども・若者の数は109人となっております。また、平成29年度は新たに南信にも設置される予定でありまして、4信全てに地域協議会が生まれることとなりますので、支援体制のさらなる強化が図られるところでございます。

続きまして、下から2段目、事業番号30番の自殺ハイリスク者支援強化事業です。自殺未遂者は再び自殺を試みる可能性が高く、一番のハイリスク者となっております。救急搬

送された医療機関では、身体的なケアは行われますけれども、未遂者を精神病院や関係機関にどうつなぎ、心のケアをしていくかが課題とされております。本事業は、救急搬送された自殺未遂者に対しまして、必要な支援や関係機関との橋渡しを行う救急告示医療機関等に補助を行うことによりまして、未遂者に対する心のケアを行う体制づくりを支援し、自殺者数を減らすことを目的としております。

平成29年度の目標値として、県内の自殺者数の減少、430人以下を掲げております。平成27年、暦年の県内自殺者数は378人となっております。なお、平成28年の数値につきましては、国の人口動態調査により、今月のうちには確定の予定となっております。20歳未満で見ますと、平成27年の自殺者数は11人と前年より8人減少しております。しかし、平成22年から5年間の平均自殺死亡率、これは、平成22年から26年までの20歳未満の自殺者数を分子といたしまして、平成25年の20歳未満の人口を分母としておりますけれども、こちらの値が4.12人で、全国の都道府県で最も高くなっている状況でございます。

非常に雑駁ではありますが、説明は以上とさせていただきます。

○西山会長

ありがとうございました。それでは、今、資料の1-1並びに1-2につきまして、次世代サポートプランの重点施策、かいつまんで幾つか、事例といいますかご説明いただきました。それ以外の施策も含めてであります。何かご意見、あるいはご質問があれば、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

次の議題にあります子ども・若者支援に関する総合的な計画、このサポートプランは今年度ということと終了ということになって、これがまたこの次の総合的な計画に引き継がれていくというようなことでもありますので、また、個々の事業につきましてさらにご意見があれば、また次の議題でも構いませんが、よろしいでしょうか、ご意見、ご質問。はい、ありがとうございました。

(2) 子ども・若者支援に関する総合的な計画の策定について

○西山会長

それでは、2つ目の議題であります。子ども・若者支援に関する総合的な計画の策定についてということで、まずは事務局からご説明をお願いします。

○次世代サポート課 藤木企画幹

次世代サポート課の藤木秀明でございます。私から資料2に基づいて、子ども・若者支援に関する総合的な計画の策定についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず資料2の1ページをご覧いただきたいと思っております。前回もご説明をさせていただいておりますけれども、1番の表にあります4つの計画、次世代サポートプランを含めた4つの計画につきましては、平成29年度末に計画期間がいずれも満了いたします。そこでこの4つの計画につきまして、一体的に計画を策定していきたいと考えております。

2番の検討体制をご覧いただきたいと思っております。庁内組織、それから市町村との検討組

織、そして最後に官民協働の組織ということで、3つの組織を立ち上げまして、この3つの組織で三位一体となって計画づくりを進めていく予定でございます。また、若者や子育て世代の皆様との意見交換を通じて、そういった方々の意見を計画に反映してまいりたいと考えております。検討スケジュールは3番に記載のとおりでございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページ目になります。これから皆様方をお願いしたいことということで、そこに記載のとおり、10年、20年後の理想の長野県・暮らしといったものをお考えいただき、そのために必要な取組について意見交換をいただければと考えております。

次に3ページから5ページまでにつきましては、前回、提出させていただいた資料と同じ内容になっております。4ページの右側の生涯未婚率についてだけ、2015年の新しいデータが出ましたので、つけ加えさせていただいております。未婚者の割合が非常に増えてきている状況が見てとれるかと思えます。

それでは6ページをご覧くださいと思います。平成26年12月に策定いたしました長野県子育て支援戦略の概要を整理させていただいております。右側には、子育て世代に対するアンケートの結果をもとに、現在の子育て支援戦略につきましては、左半分にありますように4つの柱から戦略が成り立っております。

1枚おめくりをいただきまして、7ページをご覧くださいと思います。現在の子育て支援戦略の進捗状況の一覧表になっております。例えば経済的負担の軽減について言えば、第3子以降の保育料の負担軽減ですとか、乳幼児等の医療費助成の拡大、こういったものを平成27年度から実施をさせていただいております。

また、両立支援につきましては、中ほどになりますけれども、保育士養成校の学生への修学資金の貸付を28年度から開始をしたりとか、子育て支援のモデルとなる企業の認証制度を27年度7月から開始をしております。

また、孤立化の防止につきましては、母子保健サービスの充実ということで、平成27年度には信州母子保健推進センターを設置して、市町村の母子保健の質の向上に取り組んでいるところでございます。

それから困難を抱える子ども等への支援につきましては、相談できる場づくりということで、平成27年度に子ども支援センターを設置をして支援をさせていただいているというようなことで、おおむね順調に進捗をしております。

それでは8ページをご覧くださいと思います。子育て支援合同検討チーム、これは、県と市町村が合同で子育て支援について検討して、新しい戦略の見直しを検討しているものでございます。これまでに3回、検討チームで検討を重ねてきて、一定の現状と課題の整理をさせていただいております。その状況を整理したものがこの8ページになります。

まず、この戦略を策定後、新たに発生した課題、あるいは顕在化した課題ということで、例えば経済的負担の部分で言えば、子どもの貧困ですとか医療費の窓口負担、そういったものが課題として上がってきております。これに対して、新たな取組の動きとして、例えば教育費につきましては、各市町村で就学援助の前倒し支給を開始した市町村もございます。それから県や一部の市町村では、給付型の奨学金を取り入れているところもございます。医療費の負担軽減につきましては、現物給付方式の導入ということが、長野県福祉医

療費給付事業検討会で決定をされているところでございます。

両立支援につきましては、待機児童の発生のおそれということで、未満児保育の需要が非常に伸びていることとか、待機児童の調査方法の変更、そういったもので待機児童、現在は長野県では待機児童は発生しておりませんが、今後、発生するおそれがあるといったこと。それから働き方改革といったようなことが新たな課題として上がってきておりました。新しい取組としては、県で今年度から保育士の人材バンクの設置をいたしました。さらには多様で柔軟な働き方の推進といったことで、そこに掲げているような取組も進めているところでございます。

子育ての孤立化防止という観点からは切れ目ない支援ですとか、早期把握・早期支援ということが必要となってきております。新しい動きといたしましては、各市町村における子育て世代包括支援センターの設置の促進等、新たな動きも進んできております。

今後の検討としては、こうした新たな取組ですとか動きの普及・拡大、取組をさらに充実させるための具体的な施策の検討を、この合同検討チームで進めていきたいと考えております。

9ページをご覧いただきたいと思います。ここに掲げているのがこの子育て支援合同検討チーム、構成市町村が全部で13市町村でございます。13市町村の関係課長と、それから県の関係課長で構成している会議になりますけれども、構成13市町村と県のそれぞれの分野での主な取組を整理したものでございます。前のページの8ページ目にある内容をさらに細かく記載したものが9ページということでご覧いただければと思います。説明は以上です。

○西山会長

ありがとうございます。総合的な計画につきましては、先ほどスケジュールというのがありますが、検討スケジュールですね。現在、合同チームの中で検討を重ねているということで、この秋には一つのたたき台ができ上がると。この会議も、秋以降、開催されますので、またそのときに総合計画についてのご意見をまた深くいただくという機会もあります。ただ、今、この、例えば8ページ、それから9ページのところで、新たな総合計画の一つの柱が3つございます。それぞれ、今、こんなことを考えている、こんなことを検討されつつあるというようなご報告でありました。

それぞれ委員の皆様の皆様のお立場、あるいはそれぞれの団体のお立場から、こういった点はもうちょっと検討してほしいとか、こういった点はどうなっているのかといったようなご意見、ご質問があれば、ご自由に出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○青木委員

信州大学の青木でございます。よろしくお願ひします。子育て支援のこの合同検討チームの中の、とりわけ子育てと仕事の両立支援というところに、質問という形でお願いしたいと思ひます。

女性活躍推進法が、昨年の4月ですか、施行されまして、この長野県の女性の管理職が非常に急進しているという、そういうような状況があります。それと関連させてワーク・

ライフ・バランスをとる、こういうような施策が非常に重要になってくるのではないかなと思います。

この新たな取組を充実させているのですけれども、このシステムと同様に企業が、職場が、子どもを育てる、こういった時間的な制約を抱える状況を理解する空気感というの、同時に重要なのかなと思います。そこが企業への多様な勤務制度導入への部分なのかなと思います。それがまた少子化対策につながる部分になると思うんですね。これが、9ページの真ん中の施策の働き方改革に直結していると感じています。

その中で、特にこの塩尻市のテレワークの推進という形が、次世代の働き方の一つの指針であるかなというふうに思うんですが、こちらについて、今日、塩尻の方がいらっしやらないですから、これについて聞けないのかなと思ったんですけれども。こういった新しい取組についての、どういう内容かということをご説明できますか。いかがでしょうか。

○西山会長

事例ということですが、いかがでしょうか。

○次世代サポート課 藤木企画幹

塩尻市からこういった取組をしていますということで、報告をいただいております。大変申しわけありませんが、細かい内容までは把握しておりません。

○青木委員

はい、わかりました。要は女性の活躍と、それからワーク・ライフ・バランスと少子化対策は一つの柱として考えていくということが次世代的に重要なのかなということで、さまざまな取組というのをまた開発していくとか、企業にも啓発していくということが重要かなというふうに思いました。ありがとうございました。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○岩崎委員

連合長野の岩崎です。よろしくお願ひします。先ほどの青木委員と重複する部分もあるかとは思いますが、この8ページ・9ページのところで、さまざま検討状況をお聞かせいただきました。その中でやはり待機児童の点ですとか、気になるところを幾つかお話しさせていただきたいと思っております。

新たなこの待機児童の関係、調査方法の変更について、長野県は待機児童がゼロと言われてはおりますが、そうはいいまして、やはり働く女性の皆さんの現実からすると、非常に厳しいという声を多く聞きます。そこでは企業での取組も必要にはなってくる部分もありますし、もっと市町村での取組もお願いしたいと思ひます。

やはり子どもを預けて働くということについて、現実、厳しさがありますので、ゼロということそのままだけに、もっと掘り下げて、実際、どのように皆さんがご苦勞されながら、お子さんを預け継続就業しているのかという実態に少し踏み込んでい

いただきながら、考えていただければありがたいなと思っております。

またそこには、企業内保育ですとか病児保育なども関わってくるかと思しますので、あわせて検討していただきたいと思ひますし、もっと問題の深掘りをしていただきたいと思ひています。

また、多様な働き方ということで、先ほど青木委員のほうからありましたテレワークの関係ですが、多様な働き方の一つということで、自宅にしながら仕事ができるという利便はあります。ただ、労働雇用課さん、産業労働部さんのほうで、これからいろいろ予算化等しながら取組を進めていくということをお聞きしておりますが、やはり実際、その会社・企業が仕組みを導入するといったときに、設備面の課題をクリアしたとしても、やはり人事・労務面やまた従業員の心の健康というところもあわせて、取組みをしていく施策をお願いしたいと思ひます。

実際、IT関係が整備されて、企業でテレワークが入ったけれども、実際、利用しながら働いている皆さんは、孤立感や孤独感を感じている、また、逆にその企業のほうも、この仕事は何時間分の作業なのか、それをうまく換算ができずに、労務面で苦勞しているということも聞きますので、そうしたところも、これから長野県の取組みでは必要だと思ひますし、着目していただければと思ひます。以上です。

○西山会長

事務局のほう、今のご意見等について何かございますか。はい、どうぞ。

○草間こども・家庭課長

こども・家庭課長の草間と申します。今、待機児童のお話が出ましたけれども、ご案内のとおり、長野県においては、現状のところ待機児童は発生してないという状況ではございます。

先ほど説明もございましたが、やはり女性の社会進出ということもありまして、特に3歳未満児の保育需要が高まってきているという状況は県内各市町村全て認識しておりまして、県といたしましても、市町村と協議をする中で、本年度から保育士人材バンクというものを新たに設けさせていただきました。特に保育士の確保ということが大変重要になってまいりますので、保育所、あるいは市町村と県が、潜在保育士等をいかに発掘していくかと、その点のところを大事だと考えておりますので、人材バンクというものも活用しながら、今後も待機児童を発生させない取組というものを市町村と連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○長岡委員

長岡です。この長い期間、このサポートプランにも携わらせていただいて、その中で生まれてきた、子どもや若者たちを支援するスキームとして、地域協議会を長野県でつくっていただいて、うちの法人でも東信のほうの事務局を5期やらせていただきました。そこ

で北信と中信にも新たに協議会ができ上がって、今度、南信にもでき上がるというのは、非常に僕としても歓迎するところでもありますし、どこの県にもない、かなり入り込んだ地域に、社会的孤立を防ぐそういったスキームが県にあるというのは、僕はすごくいいなと思うんですけど。

でもこの青少年の問題を、今、いろいろ考えて、この協議会として軸に置いていかなければいけないと思うのは、全ての問題に全部精通するんですが、社会的孤立をどうやって防いでいくかということだと思うんですね。若者のその死因の第一、これ日本全国を見ても、第一、自死です。その中で、先ほどパーセンテージの問題がありましたが、長野県もかなり高い水準にある。その自死の原因に関しては、これ実はいろいろなプライベートの問題もあるんで、直接的な原因が何なのかということは、これ公表もできませんし、厚労省が発表している自死者数というのも、事故死なのか本当の自死なのかというところの線引きは実のところ明らかにされていません。なので、日本における自死者数はもっと僕は多いと、実感値として持っています。

一番、その社会的孤立の究極的なピリオドの打たれ方が、多分、自死という形であれば、この問題をやっぱり軽減できなければ、こういった行政施策としてはよろしくないと思いますので、そこを、そこから逆算してなんですけれども、いろいろなことを確実に議論に挙げて、問題の数値を上げていくことはすごく簡単なんですけれども、本当に具体的な好転というものが実感値として得られるものというのは一体何なのかということを考えなければいけないと。そう考えると、やっぱり、プロの支援者をどうやって育てていくかということだと僕は思うんですね。これ全国的に見ても、支援者は間違いなく足りません。医療現場も、教育現場も、教育現場は学校の先生たちがいらっしゃいますので、足りないとは言わないのかもしれませんが。でも教育現場の現場ではものすごくやっぱり過労状態にあって、先生たちが、第一線にいななければいけない先生たちがやっぱり疲弊していますよね。その部分を、ただ先生たち頑張れではなくて、もうシステムを変えていかなければいけないといったときに、システムをつくったけど、そこに配置できる人間がどこにいるのかという問題だと僕は思っています。

もう10年遅れていると思うんですね。10年前と一応同じこと、同じことをずっと繰り返す言うんです。人材育成が必要、そういった人材を育てなければいけないと言うんですけれども、では僕のいる上田でそれが育っているかということ、育っていません。長野県にばこぼこそういった子どもや若者を支援できる、そういうスキルを持った団体が増えているかということ、増えていません。いないのであれば、やっぱりちゃんといものはつくらないといけない。これは民間が独自でつくるものではなくて、やっぱり全県民が意思の疎通のとれる行政施策として、本当は立ち上がっていかなければいけないんだと僕は思っています。

そういった意味で、ではプロの支援者をどうやってつくっていくのかってなると、僕は地域協議会というものをつくるのは、非常に僕はいいと思っているんです。何がいいかというと、地域協議会に参画してもらっている地域の民間の団体、それから行政の担当の方々、全部横串で捉えることができるということです。例えば我々NPOでやっていますけれども、NPOのほうから学校側に、この一つのケースについて検討したいということの申し入れをしても、基本的にかなうことはありません。忙しいからです。ましてや、話し合う

対象が民間だからです。でも、この地域協議会をつくっていただいて、次世代の方々に非常にご苦勞いただいたんですけれども、これをつくれたことによって、逆に学校側からうちの法人事務局に連絡が入ります。つまり今まで埋没していた、不登校だけではなくて、その家族が社会的に孤立している状態を知りながらも、学校の校長先生や担任は、それは誰にも相談できない状態。教員の孤立も防ぐことができているんですね。

この協議会自身は、ケースを挙げてもらって検討するところまで、そこまでに実は仕事的には限界がありますので、そこまでしかまだできていないんですけれども。本来であれば、もう少ししっかりとした予算をつけていただいて恒久的に、例えば10年、20年、その地域をしっかりと把握し、誰とつながればそういった社会的孤立を防げるのかという人間を育てていかない限り、プレイヤーとマネージャーをちゃんと育てていかない限り、これ協議会があっても、あまり活用されないんじゃないかなと僕は思っているんですね。

同時に、協議会ができ上がって何ができるようになったかという、このサポートプランもそうなんですけれども、やっぱり生まれてから成人するまでの若者、そして40歳になるまでの若者たちをどうやって総合的に支援していくかという策定プランだと思うんですけれども。僕らが厚労省のほうから受けていました若者サポートステーションというのがあったんですけれども、それ県内に3カ所ありますが、どんどんどんどん仕組みが変わって行って、本当に困っている若者たちを支援できない仕様書にどんどん変わっています。ところが、どこにも相談できる窓口がないので、そういった小学生、中学生、高校生、若者が、うち無料相談所なんで、これ殺到するんです。今、年間で受けている、うちのそのサポートステーションでの年間の相談者数は3,000件です。この3,000件を、要はものすごい少ない予算の中で人員を配置してやらなければいけない現状があり、同時に国から言われている対象者から外れる、つまり小学生や中学生、高校生、ましてやもっとハイエイジですね、40過ぎの相談も入ってきますけれども、ここは僕らの事業としてはカウントされないんです。カウントされないんですけれども、僕らとしては来た相談者を、対象者じゃないのでお断りすることはできません。ので、どんどん、どんどん違う仕事は増えていくけれども、要は数値として国に上げなければいけない仕事はできなくなってくるんですね。こういった事業所が全国に今まで180カ所、サポートステーションがあったわけなんですけれども、本当に力があるところは、どんどん手を下げています、今。すぐ就職できるという、ちょっと背中を押せば前に進める若者たちでポイントを稼ぐような、極端に言うところの制度になって行って、本来、支援をされなければいけない人たちが、また孤立化していく状況が生まれているんじゃないかなと思っているんですね。

なので、形をつくるのもいいんですけれども、そこで10年から20年、しっかりとこの権益を見出すような人材を育成できるような、そういった具体的なものとしてこの地域協議会を発展させていただきたいですし、プラス地域協議会で持ち得た情報をリファーする先です。要は実戦部隊も同時に育てていく必要が僕はあるんじゃないかなと思っています。そこで精査しなければいけないのは、民間でできることと行政にしかできないこと、ここをしっかりとすみ分けをした上で協働しない限り、子どもや若者、そしてその家族というものの好転は生めないと思います。

うちの法人が一昨年から沖縄県の南風原町（はえばるちょう）に新しい学校をつくりまして、南風原町と協働で実はこの若者・子ども、そしてその根幹にかかわります貧困の間

題に取り組みました。1年間での子どもたちの好転率はほぼ100%です。やることは簡単なことではあったんですけども、そこに対する予算と人員配置さえできれば、ましてや行政の方々から出向していただいているというケースもあるんですけども、確実に変えていくことができる。そのモデルを、今は沖縄県内にどうやって広げていくのかというのが僕らの課題になっています。

この後の、多分、協議の中でも、要は青少年に対する性犯罪について、その予防についてあるんですけども。実は沖縄はものすごい深刻なんです。全く取り上げられていませんけれども、基本的に、要は婚前懐妊率、要は沖縄における婚前懐妊率は25%です。結婚する前に一番最初に子どもを産むというお母さんたちは全体の25%。そして同時に、その8割以上が10代です。背景にはそういった子どもたちに対する幼少期からの性的虐待や、それから大人たちが子どもたちをそういった説教的にするというような文化がもう完全にあるんですね。それをどうやって分断していくかというのはもう、一つはシステムしかないです。僕らは家庭の中に民間としては入れません。でも南風原町が行政としてその部分の情報を掌握してくれるからこそ民間が入って、そしてそこを解決していくことが少しずつできている。僕は協議会の中で本当にやってほしいところはそこなんです。民間にはできないんですよ。各家庭の情報を手に入れることはできません。でも行政は、民生委員さんとか保健師さんを使いながら、今、本当に誰が社会的貧困を持ち、孤立しているのか、大体把握しています。けども、その担当者は解決するまでの能力と時間がありませんので、そこを民間とうまくタイアップしながら、少しずつでもそこを是正できるような形をとっていくのが一番だと思っています。

同時に、今、長野県の状況、どうなっているかわからないんですけども、そういった生活保護世帯や、それから社会的貧困を抱えている、経済的貧困を抱えている家庭の子どもたちに対する自立扶助費の割合です。なかなかここが、僕らもこういった仕事をしてすごく引っかけるところなんですね。生活保護世帯の子どもたちが働けない、背景には両親が働かせないというのがあります。全てだとは言いません。なかなかその先の進学だとかにお金を使えないわけです。そこをしっかりと世帯分離をして、子どもたちに対して、子どもが次の進学や、要は自立、そして就労に結びつための経費であれば、しっかりと自立扶助費として、子どもに対して、要は家庭の中に支払われるべきお金の中から割り当てることができる。これは沖縄でもやっていますし、東御市さんでもやっていただきました。長野県全体ではそれがどれぐらいできているのかということも、今じゃなくて構いませんので、僕も長野県の状況、ちょっと知りたいので、もしそこがわかったら教えていただきたいなと思っています。

最終的には、ただ、ないものをつくると、また10年かかりますので、社会的資源とどうやってくっつけていくかだと思うんですね。いろいろな人たちが相談できるゲート、要は門をどこにどうやってつくっていくかという問題だと思うんです。それが一番早いんです、多分。なので、誰がどういう形で相談できるのかということも、ちょっと今の社会資源を考えると、いろいろあると思うんですけども、例えばお寺さんにお問い合わせとか、コンビニエンスストアにお問い合わせとか、いろいろあると思うんですけども、やっぱり学校にもそういった窓口はあってしかるべきだと思うんですね。今いる子どもたちが今いる学校の先生たちで対応するのではなくて、学校内に民間をちゃんと入れる。その民間が、あ

る意味、長期にわたって、その学校の中で困っている家庭に対して、要はその学校を卒業した後も、継続的に支援できていくような仕組みができれば素晴らしいかと僕は思っています。長くなりました。以上です。

○西山会長

幾つか、テータ的なものを含めてのご指摘もありましたが、事務局のほうはいかがでしょうか。

○高橋次世代サポート課長

さまざまなご意見、ありがとうございます。ご意見をいただいた子ども若者支援地域協議会については、長岡さんが理事長をお勤めのNPO法人で先行して実施していただき、そのノウハウ等を全県に広げる形をとっており、このような展開例は、全国的にも珍しいという評価をいただいている中で、実際の現場の話を伺えたかと思っています。

私どもも同じような感覚を持っていて、この次世代サポートプラン、困難を抱える若者たちの支援を強化していこうということで5年前に策定され、その具体的な一つの事業として子ども若者支援地域協議会がスタートしております。ただ現実的には、例えば不登校という問題であると、それは学校の先生にお任せとか、障がいがある子どもさんであれば、それは福祉の世界で対応ということで、それぞれの領域で分断されているという面が少なからずあるというところを、地域協議会という場でつないでいただいているのかなと思います。

例えば、高校を中退した子で働ける子はいいいんですけど、働けなくて家庭に戻ってしまった子どもがいたとしたら、その子をどうサポートしていくのかといったような部分、真剣に私どもも考えていかなくてはいけないと思っていますし、これからつくる総合的な計画の中でも、それが一つの大きなテーマであろうというふうに思っております。

沖縄での取組等、あるいは支援者の圧倒的な不足といった部分につきましても、どのようにしていけばいいのかということで、庁内でも議論をしているところです。また長岡さんにも、この会議の後でもご意見を別途お伺いさせていただければと思っています。また長岡さんだけでなく、皆様からもこれに関してのご意見、あるいはお知恵を拝借できれば、大変ありがたいと思います。

○滝沢地域福祉課長

地域福祉課長の滝沢と申します。生活保護世帯の自立扶助費の関係ですけれども、今、データを把握しておりませんので、また長岡委員さんにアドバイスをいただきながら、どんな形で数字を把握したらいいのかということで、考えさせていただきたいと思います。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○池田委員

すみません、関係してですが、NPO法人ぱーむぼいすの池田と申します。

地域支援協議会、先ほど東信の話はありました。北信もスタートしてまだ1年ぐらいですけれども、もう既に、さっき長岡さんからもお話がありました、特に高校の先生から、進路指導や生徒指導の相談ということで、かかわりができていると。そんな例がもう既にできているということをご報告します。ただ、それに当たれる人材が少ないというのは、先ほど長岡さんからもお話が出ましたが、北信でも事情は同じ。1人の方が、団体の構成員があちこち飛び回っていると、そんな状況を聞いています。

それから小学校、中学校との連携のところでは、まだ北信の地域支援協議会のほうでは具体的な例は出てきていませんが、私ども中野市を中心とする北信圏域で主に活動しておりますけれども、近年、行政の木島平村では、教育委員会が小中学生の不登校生の支援に民間団体、私どもに委託をすると、委託契約を結ぶということがこれで2年目になりました。今年度は、小中学生に限らず、卒業後の若者も含めて、学習支援と就労準備支援をやってもらいたいということで話がありました。

それに先立って、中野市では生活困窮者自立支援法と絡んでの学習支援事業ということで、高校卒業資格の取得支援事業も含めた小・中・高の学習支援の委託契約を結んでいます。また、飯山市のほうでは、今年度からですけれども、高校卒業資格取得支援事業というのを、生活困窮者自立支援法の中の学習支援事業として契約をするようになりました。なかなか、私も学校での生活経験があるんですが、外に出ていったり訪問支援したり、あるいは送迎とかそういうことがなかなかできなくて、きめの細やかな指導ができないというのがなかなか学校の先生たちがお忙しいところでもあるんですが、徐々にそういう民間と連携した取組が広がってきているなということを感じています。

そんなようなことで、9ページの県・市町村の取組例のところの一番左の無料学習塾であるとか、一番右側の信州子どもカフェの推進の、生活困窮家庭の子どもの学習支援のことは、少しずつ北信では行政とリンクして始めたかなという感じを得ています。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

私は一つ、市町村と県との合同チームでこれ積み上げて検討されているということで、例えば9ページのところに事例として、市町村のそれぞれの取組はこんなことが展開されているということがありますが、今後、この総合計画、県の総合計画を立てていく際に、この市町村ごとによってもその重点項目、これをやっている市もあれば、やっていない市もある。町村の場合だと、その規模の問題もある。そういったそれぞれの取組についての、財政的なことも含めてなんですが、この市町村単位で見たときの実施状況のまだら模様といたしますか、どのところに住んでいても、同じようなとは言いませんけれども、ある程度、広域的に見てもサービスが受けられるというようなことであってほしいんですが。

このあたりの、市町村と県との中でこの取組についての展開について、何か考えていらっしゃることはございませんでしょうか。

○高橋次世代サポート課長

おっしゃられるように、ここの9ページの資料は、市町村の先進的な取組ということで挙げさせていただいているものですから、逆に言うと、こういった形で取り組んでない市

町村もあるということです。

まず、こういった先進的な取組みをお示しして、市町村も交えた議論の中で、大きな方向性としてこういった方向に進んでいきたいと思いますという共通の認識をつくることを行っています。

次に、全県で全ての市町村で同じ制度として担保していくということになれば、医療費の窓口給付の事例がここにありますけれども、それは個別の課題として市町村の財政負担と県の財政負担をどうしていくかということで、個別具体的な議論をして施策展開していくということになります。

医療費の窓口給付の他に、保育料の多子世帯への軽減措置も全県で制度がそろって、市町村の皆さんと一緒に議論をして実現化していっています。(資料9の施策の) 全てをいきなり全県の制度で実現するという事はなかなか難しいんですが、この中から重点的にやる部分はまた別途、より深い議論をしていくというような流れになってきます。

○西山会長

ありがとうございました。それでは、この総合計画につきましてはまた秋口ですね、この会議の中でもまたご意見をいただくこととなりますので、今日いただいたご意見等も踏まえて、検討を進めていただきたいと思います。

(3) 子どもを性被害から守るための多様な取組の状況について

○西山会長

それでは3番目の議題に進みます。子どもを性被害から守るための多様な取組の状況についてであります。

ではまず最初に事務局からご説明いただきます。

○次世代サポート課 原課長補佐

それでは私のほうから、子どもを性被害から守るための多様な取組の説明をさせていただきます。着座にて失礼させていただきます。

なお、私の方で資料の説明をした後に、インターネット適正利用に関するDVDを10分間御覧いただきたいと思います。

それでは、資料3をお開きください。県では、昨年7月に長野県子どもを性被害から守るための条例を施行いたしました。この条例は、子どもの性被害に特化したものでございまして、性被害予防のための教育、被害者支援、県民運動の推進と規制項目によりまして、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進するものでございます。

資料の左側に展開する施策と事業名を整理させていただきまして、平成28年度の事業内容と実施状況、平成29年度の事業内容を記載させていただいております。

警察庁の取りまとめでは、昨年、平成28年1年間に、インターネットやスマートフォンのコミュニティサイトを利用して児童買春などの犯罪に巻き込まれた18歳未満の子どもは、全国でおよそ1,700人余りでございまして、統計をとり始めた平成20年以降、最多となっております。

また、この後の議題においても、インターネットやスマートフォンを契機とする性被害の案件が多いという内容が出てまいります。したがって、ここでは、インターネットの適正利用に関する取組を中心に主なものを4つご説明申し上げます。

まず事業番号1番の性被害防止に向けた性に関する指導充実事業でございます。この事業は県教育委員会が行っているものでありまして、インターネットなど情報の専門家や、県警のスクールサポーターなどを「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」として高校等に派遣いたしまして、講師による説明や啓発用のDVDの上映を通じまして、生徒のインターネットやスマートフォンを契機とする性被害の防止を図るものでございまして、平成27年度から実施しております。

平成28年度は、県立高校等に延べ126回派遣されております。特に今年度につきましては、中学校における取組の拡大を図ることとしておりまして、公立中学校の拠点校20校におけるキャラバン隊の講演を、同じ地区内の中学校の担当の先生が聴講いたしまして、それぞれの学校に持ち帰って生徒に指導することとしております。

私も先月、長野工業高校で行われたキャラバン隊の様を見学してまいりました。当日は県警のスクールサポーターの方と情報通信の専門家の方、2名が講師として派遣されておりまして、1年生全員が参加してまいりました。最初にスクールサポーターの方が20分ほど話をされ、ネットで知り合った人には安易に会わない、自分や他人の写真や個人情報をネット上に安易に載せない、携帯のGPS機能はできるだけオフに設定することなどを20分ほど説明された後、平成26年度に警察庁が作成したスマートフォンの適正利用に関する啓発用DVDの鑑賞が約10分間行われてまいりました。

その後、情報通信の専門家の方から30分ほどご説明がありまして、ネット上に書いたものは一生消えないこと、現在の性犯罪の温床は一昔前の出会い系サイトからツイッターやLINE等のSNSに移っているといった話がございまして、全体でおおむね1時間の内容でございました。本日は、このキャラバン隊で実際に流されたDVDを、私の説明の後にご覧いただきたいと思っております。

続きまして、事業番号4番の長野県青少年インターネット適正利用推進協議会事業です。この協議会は、行政機関や携帯電話会社など24団体で構成しております。県内の関係者が連携いたしまして、青少年がインターネットやスマートフォンを安心・安全に利用できる環境整備の推進を図ることを目的に、平成27年10月に設置されております。昨年度は協議会を2回、フォーラムを1回開催したほか、本日、お手元の資料としてつけさせていただきます、ネットトラブルに巻き込まれた場合の相談窓口を紹介するパンフレットを作成いたしまして、中高生全員と小中高の保護者全員に配布をさせていただきました。

本年度でありますけれども、新たな取組といたしまして、県子ども支援センター及び県学校生活相談センターへ寄せられる、インターネットやスマートフォンを介したトラブルに関する相談で、両センターが情報通信の専門家にアドバイスを求める際の相談料を県が専門家にお支払いする、ネットトラブル相談支援事業を実施しているところでございます。

資料の2ページをお願いいたします。一番上の事業番号9の子ども性被害から守る対策強化事業でございます。こちらは県警で実施している事業でございます。幾つか取組が書かれておりますが、特徴的なものが「高校生スマホキャラバン隊」でございます。これは、高校生が中学生に対して講座を開きまして、スマートフォンの安全な使用について教える

ものでございます。

平成28年度は、駒ヶ根工業高校など5校の高校が賛同いたしまして、県内5校の中学校で実施されております。本キャラバンは、中学生が身近な立場である高校生から研修を直接受けるといふ、内容的に注目すべきものでございまして、今年度も取組のほうが進められているところでございます。

続いて事業番号12の子どもの性被害予防のための取組支援事業でございます。この事業は、PTAや育成会などのグループや団体が、子どもを性被害から守るための研修会を開催する際、1件2万5,000円を上限といたしまして、講師の謝金や会場使用料などの経費に対して補助金を交付するものでございます。平成28年度は、合計45件に補助を行っております。

今年度からは、インターネットやSNSなどの情報モラルに関する研修について新たに補助対象に追加したほか、児童養護施設等が行う研修会へも補助ができることとしております。本事業のチラシを本日資料として配付させていただいております。目下、この事業につきまちはPRに鋭意努めているところでございまして、県民の皆様幅広くご利用いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上とさせていただきます、先ほど申し上げました、キャラバン隊で上映されたDVD、約10分になりますけれども、ご覧いただきたいと思います。

(DVD 上映)

○次世代サポート課 原課長補佐

ありがとうございました。

今、出てきましたけれども、ユカちゃんがタクヤ君に実際、自分の住所を教えたわけではございません。何でわかったかという、会話を通じまして写真を送ったりしておりますので、そこに、GPSの位置情報がついております。それを見ると、わかる人には大体わかってしまうということでございます。

実際、キャラバンの中でも、スマホのGPS情報はいろいろなアプリついておりますので、アプリ等を使う際には十分注意するようというふうなお話もございました。説明は以上とさせていただきます。

○西山会長

ありがとうございました。今、子どもを性被害から守るための多様な取組の状況について、幾つかピックアップして説明いただきましたし、DVDも一部ご覧いただきました。

ただいまの説明等につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。ちなみに、今、見た指導・啓発用のDVDですが、製作されたのはいつのものでしょうか。

○次世代サポート課 原課長補佐

平成26年になります。警察庁が作成したものでございます。

○西山会長

いかがでしょうか。この後の子どもの性被害の状況についてといったところでもまた、先ほど、今、ご説明いただきました多様な取組についてご意見いただくことになるのではないかなというふうに思いますが、とりえあえずのところでは何かご質問等ございますか。

このDVDを見た後、この高校生・中学生たちというのは、先ほど、1時間ぐらいかな、何かグループワークをすとか、何かそういったことをやっていらっしゃる、そういう方もあるのでしょうか。

○次世代サポート課 原課長補佐

私が見学させていただいたのは長野工業高校でございますが、そういうグループワークは、特段ございませんでした。全体で1時間ございまして、先ほどご説明いたしました、県警のスクールサポーターの方が20分お話をいただきまして、今のDVDの上映10分、その後情報通信の専門家の方が30分講演をされたという内容でございます。

○西山会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

では、次の子どもの性被害の状況についてのところでも、この取組につきまして、またご意見を伺うこととしたいと思います。

(4) 子どもの性被害の状況について

○西山会長

では4番目の子どもの性被害の状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○高橋次世代サポート課長

それでは資料4、長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況についてご説明申し上げます。次世代サポート課長の高橋功と申します。よろしく申し上げます。

資料の説明に入ります前に、まず資料4のページ8をお願いできますでしょうか。前回の3月の協議会のときにもご説明しておりますけれども、長野県子どもを性被害から守るための条例の施行に伴いまして、その状況を検証していくということで、この2番に囲みにあります第三者による条例の運用状況の検証ということで、長野県青少年問題協議会での検証を一つ位置づけとしております。こちらの協議会では公開で議論をするということなものですから、個別の事案についてのケーススタディではなく、条例の運用ですとか、施策の充実の面から検証していただくということといたしておりますので、また私どものご説明の後、資料3等もあわせてご議論いただければと思います。

それでは資料4の1ページにお戻りください。着座にて説明させていただきます。

まず長野県の条例の適用状況の前に、刑法ですとか児童買春ポルノ禁止法等、性犯罪に絡む法律が幾つかございます。それに関する状況をグラフ化したものでございます。これにつきましては、県警さんの統計で暦年のものとなっております。1月から12月で統計処理をしてございます。見ていただきますと、黒い縦長のいちばん高い棒グラフが強姦・強制わいせつ、右下がりの斜めジマが児童買春、薄いグレーが児童ポルノとなっております。

それぞれの数を合計いたしますと、表にあります合計欄を見ていただきますと、おおよそ60件台から70件台ということで、総数とするとほぼ一定数ではあります。ただ、見ていただくとわかりますように、強姦・強制わいせつといったところは、この5年間で一番少ない35人という数字になっている一方、児童買春ポルノ禁止法関連が増えておりまして、特に児童ポルノの関係が21人ということで、ここ数年の中で最多となっております。特に平成28年は自画撮りの被害が15人ということで、被害増加の主な要因となっております。

また、35人の内訳につきましては、少年補導の概況という別冊の資料の11ページにありますけれども、小・中・高校性別の数字も掲載されております。これを見ますと、小学生・中学生につきましては、小学生で6、中学生で4という数字は、毎年変わらない数字がほぼ並んでおります。件数が大きく減った要因とすると高校生の被害が減っているという状況が表から読み取ることができます。

なお、ちなみに参考ということで、児童福祉法と東御市の青少年保護条例で検挙された人数を括弧書きで掲載しております。上の表は被害者の子どもの被害者数ですけれども、こちらは加害者数ということ。あるいは児童福祉法に関しては、性被害以外の行為もあるものですから、参考ということでご覧ください。

次に長野県子どもを性被害から守るための条例の適用状況でございます。条例につきましては、昨年7月7日に施行されましたが、罰則の適用は平成28年11月1日からということで、11月から今年3月までの5カ月間の数字となっております。

まず一番上が威迫等による性行為の禁止、長野県の場合、威迫・欺き・困惑等による性行為に関しては罰則を設けておりますけれども、そういった案件はございませんでした。

一つ飛びまして一番下、深夜外出の制限違反ということで、深夜、夜11時から翌朝4時の時間に、18歳未満の子どもを連れ出したり同伴してはならないという規定がございます。これにつきましては、今年4月に2件の書類送検があったところでございます。

その真ん中の欄に、威迫等に該当しない性行為等、本県罰則なし、第2類型と書いております。この第2類型と呼ばれるものは、こういった都道府県の青少年条例、いわゆる淫行規定に関して最高裁判所で判例が出されておりました、「専ら自らの性欲を満たすために行う行為」と呼ばれるものです。ですから、威迫ですとか欺きとか、そういった条件がない行為になります。これにつきましては4件というふうに県警から報告をいただいております。要するに、先ほど1番でご説明した強姦・強制わいせつ等の法令、あるいは県の条例とかで事件化できないかということで捜査はしたけれども、事件の構成要件等々に当たらず立件されなかったものが4件あるということでございます。

あわせて6件でございますが、その6件の状況を分類したものがその下にあります。まず行為者、大人側になりますけれども、県内が4名、県外が2名になります。被害者につきましては男子1名、女子5名、年齢別はご覧のとおりです。行為者と子どもたちが知り合ったきっかけというものは、いずれもインターネットを介して知り合ったということで6件となっております。

事件発覚の経緯ということで、行方不明、職務質問、サイバー補導、関係者からの相談というふうになっております。サイバー補導ですけれども、先ほどのビデオの中でユカさんの友達のサヤカさんが、援助交際希望の書き込みをネットにしたところ、ユカさんの所に「警察官の者だ」と出てきましたけれども、警察では、児童が援助交際を求めるインタ

一ネット上の書き込みの、サイバー上の監視を平成25年10月から全国的に展開し、そういった書き込みを行った児童の本人が判別できる場合、その子どもたちを補導しているといったものでございます。

この6件の事件後の対応につきましては、いずれも家庭での監護で対応しております。ただし、うち1件は、県警にもカウンセリングの資格を持った職員がおりまして、そのカウンセリングを予定しているということであります。

裏面に行きまして、これは参考資料ですけれども、各都道府県、青少年健全育成条例で、いわゆる淫行処罰規定を設けておりまして、その違反案件がどのくらいあったかを示したものです。都道府県別の全国データが平成27年、1年古くなりますけれども、淫らな性行為等、これは先ほどの説明の第2類型と言われるものも含んだもので1,266件です。深夜外出制限違反が1,030件となっております。この平成27年、長野県ではまだ条例がなかったわけですけれども、1件、淫らな性行為等の案件がございます。これは他県の青少年健全育成条例違反により長野県警が摘発した案件ということになります。このケースかどうかわかりませんが、一般的に言って、県内の子どもが県外の大人とそういった関係を県外で行ったということで、県内の子どもがその被害に対して県警に相談したら事件化されたという場合、県外での行為で県外に淫行を処罰する条例があれば、長野県警でも摘発できるといったケースになっています。

次に3番目としまして、昨年7月から開所いたしました長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談状況を、約8カ月分まとめてございますが、これにつきましては、担当課である人権・男女共同参画課の宮村課長からご説明いたします。

○宮村人権・男女共同参画課長

人権・男女共同参画課長の宮村でございます。よろしくお願いいいたします。私からは、長野県性暴力被害者支援センター、通称「りんどうハートながの」と呼ばせていただいておりますが、これの相談状況につきまして説明をさせていただきます。すみませんが、着座で説明させていただきます。

資料2ページの3のところでございます。「りんどうハートながの」につきましては、昨年の7月27日に開設をして以来、平成29年3月31日現在の受付相談件数は70件となっております。このうち被害時の年齢が18歳未満であった相談は19件となっております。相談内容別の件数につきましては資料に記載のとおりでございます。なお、この強姦、強制わいせつ等の区分につきましては、刑法等によります罪の構成要件を満たすかどうかにかかわらず、相談の内容から判断したものでございますのでご留意をいただきたいと思います。

次に3ページをお願いいたします。子どもの被害にかかわらず「りんどうハートながの」が受けました相談の全ての状況について、幾つかの角度から分析をしたペーパーとなっております。

1の被害者・相談受付対応の状況でございます。被害者は95.7%が女性で、本人からの相談が75.7%で最も多くなっております。相談時間帯につきましては平日日中が最も多くなっておりますが、夜間・休日も40%超がありまして、24時間・365日、受付の必要性がうかがわれるところでございます。

2番が加害者等の状況でございます。面識のある者からの被害が82.8%となっております。これに関しましては、平成27年3月に内閣府が公表をしております男女間における暴力に関する調査では、異性から無理やりに性交された経験のあった人に加害者との関係を聞いたところ、74.4%が面識のある者からの被害との結果となっております、それと同様の傾向があらわれております。

3の支援内容でございますが、相談受付70件のうち23件について、面談などへの直接支援に移行をしております。産婦人科医療、法律相談、あるいはカウンセリングなどへつないだ事例のほか、本人の同意を得まして県警さんですとか、あるいは市町村、保健福祉事務所、児童相談所、女性相談所など他機関と連携したものもご覧のとおりある状況でございます。

4ページをお願いいたします。4の相談内容別件数では、セクハラですとか身体的DVなどのその他の相談が多いものの、強姦が18.6%、強制わいせつ、性的虐待・性暴力の相談もご覧のとおり状況となっております。このうち、先ほど申し上げました被害時の年齢が18歳未満の案件は27%、二重線の下段に書いてあるとおりでございます。

5番の年代別相談件数では20歳未満が最も多く27.1%、以下30代が20%、40代が17.1%などとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋次世代サポート課長

どうもありがとうございます。それでは資料の2ページに戻っていただいて4番になりますが、児童相談所の状況もこの協議会にご報告し、議論をしていただくことになっておりますが、平成28年度の児童相談所の状況につきましてはまだ発表になっておりません。つきましては、次回9月以降、9月か10月に開催予定の次の青少年問題協議会でご報告させていただきます。

資料、飛びまして5ページをお願いいたします。先ほど8ページのところで、検証につきましては、当協議会のほかにも子ども支援委員会におきまして、一つ一つのケースについて検証を行うということにしております。既に先ほどご説明しました6件につきまして、3月22日及び5月10日に開催されました子ども支援委員会にご報告し、議論をいただいたところです。子ども支援委員会での検証の視点としては、そこに掲げたように2つの視点、子どもたちの行動の背景、及び性被害を受けた子どもへの事件後の対応のあり方ということでご議論をいただいております。

まず1点目につきまして、委員さんからいただいた意見とすると、子どもの行動の背景を議論するという点に関しては、非常に子ども自身に関する情報が必要であるということで、必要な情報、家庭環境から取り調べに当たっての配慮等々の状況をつぶさに知らないという想像で議論するところになってしまうという指摘がありました。今、こういった行動の背景を議論していくために必要なことを、県警、あるいは先ほど議論がありました「りんどうハートながの」、あるいは児童相談所とも連携をとりながら、今後の検討のあり方について、さらに子ども支援委員会でも議論を深めていってよりよい検討、検証ができるようにということを考えているところでございます。

2点目、性被害を受けた子どもへの事件後の対応のあり方ということで、一番下にあり

ますように、性被害を受けた子どもの妊娠検査やH I V検査というのは必須といたしますか、一番基本的な対応で、それはきちんと行うという前提のもとでケアを考えていくということが議論されました。

また、このケアですけれども、一番上、あるいは2点目にありますけれども、事件直後のケアというのも大切ですが、その後、長期的にフラッシュバックしてくるケースもあると、そういった場合の相談体制のあり方ですとか、その窓口の持ち方みたいなところは検討しなければいけないという議論がありました。また、被害に対するケアも必要ですけれども、安易な性行動を起こさないという意味においては、教育の重要性も指摘されているところでございます。

ですから、先ほど資料3の資料のところでは、インターネット関係が中心でご説明しましたけれども、性被害防止の取組のもう一つの大きな柱としては教育の充実、予防の充実といった部分も挙げてございます。そういった部分につきましても、今後、議論を深めていきたいというふうに思っております。

子ども支援委員会での議論の状況は以上でございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○西山会長

ありがとうございました。冒頭、説明がありましたとおり、子ども支援委員会のほうでは、この子どもを性被害から守るための条例に関する事案について一つ一つ検証、あるいは検討しているということですが。この会議、青少年問題協議会では、今、ご報告いただきました子どもをめぐる性被害の状況、並びにこの条例に関する事案を踏まえつつ、特に未然にそれを防ぐ、あるいはどのような教育すればいいか、していけばいいかという施策に関する点についてご意見をいただくというようなことになっております。

それではまず、今、事務局のほうからご説明いただきましたが、ご質問、あるいはご意見等あれば、残りの時間を使っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長岡委員

質問になるんですけれども、事業の内容の3ページ目の・・・

○西山会長

資料3ですね。

○長岡委員

はい。事業名とすれば24と25です。青少年サポーター設置事業と子どもを性被害から守る対策強化事業です。DVDにもありましたけれども、多分、そういった性被害に入ってしまう子どもたち、とりあえず使いやすいスマホを大人社会は用意したので、それは大人の都合のいいように子どもたちが誘導されていくのもよくわかるんですけれども。でもどこかで、そこをラインを越えないようにするのは、やっぱりその子どもの置かれている家庭の状況であるとか、これ間違いなくあるわけですよ。すごく健全な家庭の中で育った子どもがそこへ突入していくということは、僕はあり得ないと思っております、いろん

なケースを見えていますけれども。

最終的にこの問題も、やっぱりその家族における、家庭内におけるそういった子どもの孤立というのも背景にあると思うんですね。ではそれを家庭の中では解決できないわけですから、どこかで誰かがつながる必要があると思うんですけれども、そこで、すごく施策として気になるのがこの2つなんです。

一個はスクールサポーターで、学校訪問回数が4,000回を超えている。もう一つ、ちょっと準備不足で申しわけなんですけれども、このセーフティリーダーの委嘱があつて、84校に3,873人いるんですね。先ほど僕がちょっと違うところで申し上げたとおり、そういった子どもたちのゲートになり得るものを社会資源として見つけていくということはずごく大事だと思うんですけれども、このスクールサポーターの方々、それからセーフティリーダーの方々、どういう方が委嘱されていてどんなことをやっているのかということをお聞かせいただきたいのが1点です。

もう1点はサイバー補導ですね。DVDの中に出てきましたけれども。サイバー補導された子どもたちの数も、多分、出ていましたよね、14人ですか。このサイバー補導をするこのチームは、多分、この本部の少年課にいらっしゃるのかわからないんですけれども、このサイバー補導をやっている方々はどれくらいいて、どういう頻度で、実はそういった補導をされているのかということをお知らせいただければと思います。

○西山会長

以上、2点ございますが、いかがでしょうか。

○警察本部 原少年課長

警察本部少年課の原と申します。よろしく申し上げます。

まず委員さんのお尋ねの1件目は、スクールサポーターについてということでございましたが、スクールサポーターの概要ということでよろしいでしょうか。

○長岡委員

はい。

○警察本部 原少年課長

かけたまま話させていただきます。1点目のスクールサポーターについてですが、スクールサポーターは、警察本部の少年課の職員であります。位置づけは警察本部長が委嘱した非常勤嘱託員ということで、県下に8名おります。活動ブロックは県下5方面になりますが、8名のうち警察本部に2名、それから松本警察署に中信エリアをカバーするということで2名、それから東信エリアということで佐久警察署・上田警察署に各1名、南信エリアの伊那警察署・飯田警察署に1名・1名ということで、8名が活動しております。

内容については、性被害の防止だけに特化したというわけではございませんが、主に小中高生の非行防止の教室等、学校と連携をとった講習等に当たっておるところです。それがスクールサポーターの概要でございます。

それから、セーフティリーダーというご質問ですが、29年3月末で84校3,873人という

ことですけれども、このセーフティリーダーというのは基本的には、大体が、小学校6年生の方を、「我が家の生活安全課長」とか、警察署によって言い方は変えているんですけれども、学校の中での規範意識を高めるためのリーダーということで、ほとんど活用というか、指定してやっておるのは、小学生のレベルになります。小学生でも性被害がないとかというわけではないんですけれども、模範的な活動を行うということで、小学生の方に委嘱というか指名してやっているものであります。そのために3,873人と大人数、皆さん何々小学校の6年何組の方、50名いけば50名の方に委嘱するということもありますので、このような人数になっています。目的はそういうところになります。

それから、サイバー補導についてですが、あまり細かい話は、いろいろ手法等の関係もあるのでお許しいただきたいんですけれども、主体は警察本部少年課において行っております。以上でよろしいでしょうか。

○長岡委員

ありがとうございます。

○西山会長

そのほかいかがでしょうか。今のサイバー補導に関連してなんですが、私から。

29年度の事業内容のところ、拡充ということでサイバー補導の強化と、こうなっているんですが、具体的にはなかなか言えない部分はあるかもしれませんが、この場合の強化というのは、どのようなことを念頭に置けばよろしいでしょうか。

○警察本部 原少年課長

すごく概略的な話になってすみませんけれども、努めてパトロールをして、対象の方を、なるべくそういったところに時間を割いていくということで考えております。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか、ご質問、ご意見等、資料の3、今ほどの性被害の状況のものを踏まえてのご提案、あるいはご質問等で構いませんが、はい、どうぞ。

○青木委員

私、学校経営学を専攻、専任としております。つい先日も新任教頭研修会というところに出ています、リスクマネジメントについての話をしたんですけれども、こういう問題を出したんです。次の3つで間違っただけはなんですかと。1、不審者に気をつける、2、知らない人についていけない、3、危険を感じたら防犯ブザー鳴らすというふうな問題を出したんですけれども。これは全てですね、実は間違いの部分がありましてね。

例えば、知らない人についていけると言いますが、これは一言二言声をかければ、子どもはもう知った人になってしまう、先ほどの面識あるというのは、一言二言で話をすればもう知っている人になってしまうという、そういうことがあります。実際に保護者代表がそういう非違行為を行ったわけですね。

それから不審者についてと言いましても、本当の不審者は不審な言動をしない。これを、不審者にはついていけないという、不審者じゃないふうに見える人にはついていってしまうということもある。

それから最後に防犯ブザーも、やはり子どもが本当に危険になったときには、頭が真っ白になって防犯ブザーを使えなかったということがあると。そういうふうと考えてみると、人ということで見えていくよりも、その危険な場所という、例えば入りやすく見にくいとかという、そういう場所に頻繁に起こっているというところを見る。

それから、小学生でこういった性被害に遭っている時間帯を見ると、どうしても14時から19時ぐらいですかね。いわゆる下校時のところに非常に多発しているという、その事実を見ていくことが、一つの対策の中で重要なのかなというふうに学校経営学的には見えます。

もう1点なんですけれども、今のようにこの暴力等、思わぬ性被害に遭遇するというのとは別に興味本位から自分で入っていくというのが、先ほどのネット関係の部分になると思うんです。

昨年10月に県の政策課の方が、教員の非違行為が非常に目立つということで、どうしようかということで一緒に協議をした中で、DVDを作成するのがいいんじゃないかという話をしたんですけれども、これ大体100万円ぐらいかかるから、ちょっとなかなか予算が厳しいと。非常にいいのがありますよね、これね。これはあれですか、全国どこでも使えるようになっているんですか。これ警視庁がつくったんですか。

○次世代サポート課 原課長補佐

警察庁がつくったものでございます。全国に配布しているものだと思います。

○青木委員

警察庁。ということは、長野県でつくらなくても、全国的なものとして共通で使えるものはたくさん探せばあるのかなと思ひまして、予算がなくても、それを汎用することは十分できるんだろうなと思ひます。

先ほどのサイバー補導なんですけれども、ネットパトロールが非常に重要かなと思ひます。こちらにも、施策の中でサイトパトロールでの有害情報を集めてというのがありましたね、これ。サイトパトロールというのはどのくらいの人でどれだけの状況になっているんでしょうか。これ、非常に他県でも活躍して、寸前のところで止めているという事例が多いんですけれども、長野県の場合、どうなんでしょうか。

○警察本部 原少年課長

基本的にはサイバーパトロールは、いろいろな意味で行われているところがありまして、性被害のみならず、ほかの違法情報とかの関係もあるのですが、特に性被害の関係では少年課のほうで指示し、県下、22警察署がありますので、そちらの生活安全課、もしくは生活安全刑事課でパトロールできるようなシステム、もちろん本部もあるのですが、できるシステムになっております。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○和田委員

和田です。お願いします。子どもを性被害から守るための条例が、これが始まってわずか半年というところで、既に6件の事案という中身ですけれども。これについて検証するというので、もう一つのほうの支援委員会のほうでも、先日、運用についての検証が行われたということですが、これについても、情報の不足によって十分な検証がなされなかったというようなこともお伺いしています。

この点について、やはり、この運用についての検証ということも、この条例をつくった際にもいろいろ危惧をされていた点が、今回、表面化してきていると思いますので、その点を今後どのようにしていくのかお伺いしたいことと、ここの青少年問題協議会でも、この運用についても検証を行っていくということも盛られておりますので、その点では、今後公開で、今、お示しいただいたぐらいの内容でしていくということでは、とても不十分ではないかというふうな印象を受けるんですが、いかがでしょうか。

被害をなくすということは大変重要な課題ですが、今回、加害という立場に立たされた人がですね、大変な結末といいますか、思いもよらない結果になってしまったということも踏まえて、やはりどういうふうにして受けとめていくのかということでは、やはり運用の検証ということは大変重要な課題になると思いますので、その点、お聞きできればと思います。

○西山会長

事務局のほう、いかがでしょうか。

○高橋次世代サポート課長

検証のあり方についてのご指摘かと思えます。この協議会も子ども支援委員会の検証もそうなんですけれども、1回きりで何かを検証しようというのではなく、事例を積み重ねる中でより課題を明確化していくということになるかと思えます。

そういった中で、子ども支援委員会から情報が不足しているというご指摘もあるわけですが、見ていただくとわかりますように、全ての情報がきちんと集まって検証できるというケースはかなり限られるであろうというふうに思われます。ですから、こういったケースでこういった情報をもとにやっていくかといったものを議論していくのも、子ども支援委員会の中で検証のあり方の一つあるかと思えます。

県警は捜査機関ですので、加害者側に対する捜査が主力ですから、被害者側の情報を、全てここにあるようなものを持っているという状況ではないという中で、相談機関が持っている情報、県警の情報というものを複合的に見られる案件というものが、1年、2年と積み重ねていく中には確実にあると思っております。そういったものの中から、ケーススタディの中から一般化できるような事例を抽出し、その課題について、またこちらのほうの協議会のほうでご議論いただくといったキャッチボールが続けられる中で、条例そのものの議論が深まっていくのではなかろうかと思っております。

○西山会長

いかがでしょう。

○和田委員

これが始まってわずか半年でこういうことであったという事案の一つ一つについて丁寧に取り扱わなければ、一定のものを蓄積していけばそこからおのずとこの傾向が見えてくるということでは、やはりよくないというか、正しい運用の検証ができないというふうに思いますので、その点はもう少し丁寧に、1件1件についても検証していくということが求められていくと思いますし、県警が、今言ったように、捜査という立場でこの問題にかかわるということですが、やはりそういう問題についてももう少し明らかにされていく必要があるというふうに思っています。

○西山会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○池田委員

お願いします。資料4の1ページの2番の長野県子どもを性被害から守るための条例の適用状況の資料についてですけれども、一番下の事案後の対応とあって、家庭での監護6件と、うち1件はカウンセリング予定というところなのですが。

これは被害者への対応ということですかということと、これは監護とかカウンセリングとか、どこでどんなふうに対応を決めているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○西山会長

いかがでしょうか。

○高橋次世代サポート課長

事案後の対応については、ご指摘のとおり被害者に対する、子どもさんに対する事件後の対応ということになります。

この6件につきまして、取り調べが終わった後、県警のほうでケアする体制として、先ほど報告のあった「りんどうハートながの」ですとか、あるいは児童相談所といった専門の相談機関があるということの周知とともに、先ほどご説明にもありましたように県警自身もカウンセリングできる職員がいるということをご紹介します。した上で、当面、そういったような相談支援策は必要ないと言いますか、家庭のほうで面倒を見ますからというご回答があって、そういった状況にあるというのは、家庭での監護6件ということになっております。

○西山会長

いかがでしょう。

○池田委員

私どもも若者の支援活動をしているんですが、毎年のようにこのインターネット関連のトラブルがあって、地域の警察の方にもいろいろご相談したりご指導いただきながら、あるいは来ていただいてお話をさせていただきながら取り組んでいるところなんですけれども。

その性被害の関係については、先ほどもどなたかのご意見で出ましたけれども、その背景としてほぼ共通してといいますか、女の子の家庭状況ですね。親子関係ですとか、家庭の中での居場所がなかったりとか、自己肯定感が著しくなかったりとか、そんなようなことがみんな共通して、私どもがお預かりしている範囲の中ですけれども共通してあるので、事案後の対応のところ、先ほど「りんどうハートながの」さんの話も出ましたが、いろいろな手だてを立てるといふことが必要だないうふうに感じました。以上です。

○西山会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。私から1点、資料3のところなんです、事業名番号1番ですね、性被害防止に向けた性に関する指導充実事業ということで、キャラバン隊というのがありました。この中で、さっきちょっと見させていただいたDVDを使ってということだと思うんですが。あのDVDの中を見ると、主人公は中学生だったんですね。そのときにこれを見ると、拡充ということで拠点中学校20校へ派遣するということになっているんですが。スマートフォンの利用状況とかそういったことを考えると、かなり低年齢化してきている部分もありますので、一つは、この中学校への指導・啓発といったことが、もうちょっと広がってもいいのかなという印象を持っています。

あわせて、10番・11番のほうに、これは先生方に向けた性教育の指導普及事業というのがあるわけですが、この内容と、それから今のそのキャラバン隊の内容と、ある程度こう整合性があるといいますか、内容的につながっていくようなことであればいいのかなと、ちょっと中身がわからないので何とも言えません。

あわせて、一方的にDVDを流して話をしていると、時間的な余裕がないのもあるんですけれども、やっぱりそれを受けての、今、いわゆるアクティブラーニングということがありますけれども、そういった情報を子どもたち自身がどう考えてどう受けとめていくのかといったことについて前向きに考えていく。そういうようなワークショップといいますか、アクティブラーニング的なものがあるといいのかなと思いますので、またご検討いただきたいというふうに思っております。以上です。何かございますか、はい。

○心の支援課 竹内企画幹

心の支援課でございます。中学生への事業の拡充ということでございますけれども、これまで中学校に対して確かに不足している部分もございました。今年度から拠点校方式ということで県内の20校の中学校、これを拠点校としまして、周辺の中学校の先生方が拠点校に集り、この講演を見ていただく、そういったフレームにしております。それをお持ち帰りいただきまして、各学校で同じように生徒の皆さんに対して周知啓発を行うんですが、その際、教材があったほうがいだろうということで、間もなく発表できるかと思っておりますけれども、指導・啓発用のDVDを、今、作成しております。これを使って、お戻りにな

って、拠点校で学んだことを先生方がフィードバックする、各中学校で指導をするという、そういったことを今年度から始めております。

○西山会長

ありがとうございました。時間のほうも迫ってきておりますが、そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定されました（１）から（４）までのところではありますが、そのほか、事務局、ございますでしょうか。

○高橋次世代サポート課長

その他のご報告をする前に、先ほど和田委員から検証のご意見をいただきました。ご指摘を踏まえた上で、さらに子ども支援委員会での議論、１件１件はより丁寧にやっていくという所存で対応していきますので、それをお伝えしたいと思います。

○西山会長

では、私のほうからは以上ということで、事務局のほうにお返しいたします。

（５）その他

○事務局

それでは事務局から１点お願いします。今年度の青少年問題協議会の開催についてですが、今年度は、今回を含めて３回の協議会を予定しております。１０月に１回と年度末に１回開催することを想定しておりますが、具体的な開催日につきましては、各委員さん方にまた改めて日程のほうを照会させていただいた上で決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の議事録についてですが、近日中にまた書面で確認の依頼をさせていただきますので、ご対応をお願いしたいと思います。その後、議事録は県公式ホームページにも掲載いたしますので、ご承知おきをお願いします。

○西山会長

今、事務局から今年度の予定と議事録についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか、よろしいでしょうか。

では、以上で会議事項は全て終了しましたので戻します。

４ 閉 会

○事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、長野県青少年問題協議会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。

（終）